



令和7年12月22日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
人事課	人事管理対策監	入山	内線 2242 直通 058-272-1135 FAX 058-278-2533
農政課	管理調整監	黄地	内線 4011 直通 058-272-8415 FAX 058-278-2680

## 本県職員の処分について

県は、本県職員の処分を、令和7年12月22日付けで下記のとおり行いました。

記

### 酒気帯び運転事案

#### （1）被処分者

現所属	職名	氏名	年齢・性別	処分の内容
農業大学校	農業技手	山口 駿	29歳・男性	懲戒免職

・根拠 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

・処分事由 令和7年11月21日、午後7時30分頃に可児市広見地内のコンビニエンスストアの利用者のための駐車場に、居酒屋を利用する目的で自車を駐車後、近隣の居酒屋において同時刻頃から約5時間超にわたり飲酒をした。

そして、翌22日午前1時40分頃に、同駐車場から自車を運転し、同45分頃、公道をふらつきながら走行していたところ、同駐車場から約400メートル走行した地点で、警察官の職務質問を受けた。呼気検査の結果、酒気帯び運転の基準値（0.15mg／l）を超えるアルコール濃度（0.57mg／l）が検出された。

また、19歳の交際相手の女性を居酒屋へ誘い、結果として、飲酒することを黙認した。

## (2) 管理監督職員

上記事案に関し、当該職員を管理監督する立場にあった者に対して、管理監督責任に基づく措置を行った。

### ・懲戒処分以外の措置

措置の内容	対象者数
厳重注意（口頭）	1名